

臼杵市創業支援事業補助金



創業と創業後の成長を促進し、産業振興及び経済の活性化並びに雇用の創出を図るため、市内の創業者に対し補助金を交付します。

補助対象業種・補助対象者

【補助対象業種】

製造業、情報通信業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業

【補助対象者】

- 次のいずれかに該当する創業者（創業前又は創業後1年未満の者）であること
 - 個人事業主として市内に主たる事業所を置き、又は置くことを予定している個人であって、市内に住所を有し、又は開業時までには有することを予定しているもの。
 - 市内に本店を置く会社を設立することを予定している個人
 - 市内に本店を置き、又は補助事業の実施までに市内に本店を移すことを予定している法人
- 中小企業者又は中小企業者となることを予定している者であること。
- 補助事業の完了までに、特定創業支援等事業（臼杵市による創業支援セミナー等）を受講し、証明書の交付を受けるか、又は受ける予定であること。
- 補助事業完了後、本市のフォローアッププログラム事業を活用し、事業の状況について報告できるもの。
- 市税の滞納がないこと。
- 創業後に臼杵商工会議所、野津町商工会のいずれかに加盟し、市内で3年以上継続して事業を行う予定であること。

補助対象経費・補助率上限

事業所開設費

販売促進に係る経費

事業所賃借料

※指定決定日以前に事業所を開設している場合は、補助対象外。（規模拡大の事業は除く）

- 新たに開設する事業所の外装、内装並びに設備に係る工事費用
- 什器備品等の購入及び設置に係る費用（事業の用に供するものに限る。）

- 広告宣伝費
- パンフレット作製費
- ホームページ製作費

申請日の前後3月以内に契約した事業所の借上げに要する経費（敷金、礼金、駐車場費、共益費等を除く賃貸借契約上の月額賃料）
※補助対象期間は、賃貸借契約日と申請日のいずれか遅い日から通算して12月以内。

補助率：1/2（上限：50万円）

申請方法

以下の書類を揃え、期限までに提出してください。
（申請書は臼杵市ホームページからダウンロードしてください。）

- 創業支援事業経営計画書
- 補助対象経費の工事請負契約書又は見積書の写し
- 事業所の賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- 住民票謄（抄）本又は登記簿謄本（個人の住所又は法人の所在地が確認できるもの）
- 市税完納証明書
- 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第2号）
- 税務署に提出した開業届出書の写し（申請者が創業後の個人である場合に限る。）

臼杵市ホームページに掲載している募集要項を必ずご確認ください。

問合せ先

【申請期限】令和7年6月13日（金）まで ※審査会を7月上旬に実施する予定。

〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1

臼杵市役所 産業観光課

TEL：0972-72-1082（内線5681）